

第180回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	
	1 会議録の承認
	2 審議事項
	(1) 鶴見区風水害時要援護者に係る個別計画及び支援対象者名簿の作成について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
	(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「がんゲノム医療事務」について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
	(3) 業務改善ソフトウェア提供・動作設計・実証委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)
	(4) ハートフルみなみ事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
	(5) 臨時的任用職員・非常勤講師等の登録における簡易申請システムの利用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
	(6) 横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
	(7) 横浜市訪問指導事業の委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
	(8) 依存症回復施設利用者の実態調査について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)
	(9) 障害支援区分認定調査業務委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)
	(10) 個人情報漏えい事故の公表範囲について
	(11) 是正の申し出に係る処理案について
	3 報告事項
	(1) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 建築基準法第43条第2項の認定及び許可関係事務
	(2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告 マイナンバーカードに記録されている電子証明書更新通知等印字及び封入封かん業務委託
	(3) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告 「HACCP講習会」実施事業委託
	(4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (7件)
	(5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (36件)
	(6) 個人情報ファイル簿兼届出書 (2件)
	(7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (5件)

	<p>4 その他</p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年1月25日～令和2年2月21日）</p> <p>(2) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務の委託に係る審議事項の類型化について</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和2年2月26日（水）午後2時00分～午後6時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、大谷委員、加島委員、小嶋委員、鈴木委員、中村委員、新田委員、吉田委員
欠席者	土井委員
開催形態	一部非公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議事項(1)～(9)及び(11)について承認する。 ・ 審議事項(10)について、「本件の個人情報漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると「個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱」第2条第1項第1号（人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ）及び第2号（特定の者の生活の平穏が著しく害されるおそれ）に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件の個人情報漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当である。」を審議会の意見とする。 ・ 報告事項、その他について了承する。
議 事	<p>【開 会】</p> <p>（事務局） それでは、ただいまから、第180回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。本日は、土井委員から御欠席の御連絡をいただいておりますが、ほか8名の委員の御出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いいたします。</p> <p>1 会議録の承認</p> <p>（花村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>事前にメールによりお送りした開催通知にも記載しましたが、本日の審議のうち、案件10「個人情報漏えい事故の公表範囲について」及び案件11「是正の申出に係る処理案について」は、個人情報保護等の観点から非公開とさせていただきます。</p> <p>また、追加で、「4 その他」の「(3)その他」の横浜市立大学の報告についても、非開示情報が含まれることから非公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、議事に入ります。始めに、第179回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等はございますでしょうか。</p>

特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

2 審議事項

(1) 【案件1】鶴見区風水害時要援護者に係る個別計画及び支援対象者名簿の作成について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 最初に、案件1「鶴見区風水害時要援護者に係る個別計画及び支援対象者名簿の作成について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(新田委員) 7ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の④「心身の状況」には、「健康状態」「病歴」「障害」「身体的な特性・能力」にチェックがついていますが、「性質・性格」にはチェックがありません。性質や性格に係る個人情報は何も取り扱わないのでしょうか。

その人の性格のために民生委員の訪問が困難なことがあると聞いたことがあります。性質や性格も簡単に把握しておいたほうがいいのか。

(花村会長) できるだけ不要な個人情報は収集しない方が良いでしょうが、実際に支援が必要な方の性格を把握しておくことも大事かと思ひます。委員の皆さんは、「性質・性格」の情報を収集することについてどうですか。問題があると思ひる委員はいますか。

(中村委員) 事務開始届出書で届けておくこと自体は構わないと思ひます。基本的には本人の同意を得て本人から聞き取り、この個別計画を作るとのことですが、「性格」を聞き取れるのですか。

(花村会長) 怒りやすかったり、「こんなものは必要ない」と言ったりなど、いろいろな人がいますよね。

(新田委員) 夏場、暑いので、民生委員がペットボトルの茶を持って行ったら、「夏でも熱い茶がいい」「年寄りに冷たいものを持ってくるなんて」と、難癖を付ける人がいて、とても大変だったと聞きました。本人からは申出はないと思ひますが、ほかの人よりも気難しいといった点を把握しておければと思ひます。

(花村会長) そのような性質・性格が顕著であることが判明した場合に限定して「性質・性格」を収集することを届けておかないと、必要な時に把握できなくなってしまう。「性質・性格」にチェックをしておいていいですか。

(新田委員) 念のためということをお願いします。

(花村会長) この類の名簿の作成はもう何回も審議しています。個人情報の

取扱いは特に問題ないと思います。

(大谷委員) 4ページ「4 個人情報の管理体制」で、「電子計算機の操作職員数」に、課職員総数77名、使用職員数5名と記載されていますが、従事するのは77名中の5名だけに限定しているのですか。

(所管課) はい、そうです。

(大谷委員) 災害が発生したときにもその人数で対応すると理解していいですか。パソコンが置かれている場所に来て操作できる人は、もう少し広げておくほうが現実的ではないかと思いました。誰が駆け付けて対応するかにもよります。具体的な計画があったら教えてください。

(所管課) 高齢・障害支援課の職員は社会福祉職がほとんどです。事務職員がかなり限られていて、5名くらいしかいません。5名いれば、いざというときに2名くらいは参集できるかと思います。

実際に発災したときには、紙の名簿を共有して、社会福祉職などが中心になり、具体的には電話をかけたり、必要な避難指示をしたりすることになるかと思います。電子計算機の処理をする職員数は多くは必要ないと考えています。

(大谷委員) パソコンを操作する人は5名程度で十分ということですね。紙の名簿も含めれば、実際に個人情報にアクセスするのはもっと多人数になるということですね。

(所管課) そのとおりです。

(花村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「がんゲノム医療事務」について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「横浜市立大学附属市民総合医療センターにおける「がんゲノム医療事務」について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

なお、本件は令和元年10月に市民病院について、11月に横浜市立大学附属病院について、審議に諮ったものと同内容の案件になります。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 14ページ「4 個人情報の管理体制」【電子計算機の結合】の【結合する端末について】の項目に、「医師不在時等には当該PCは施錠された場所に格納して管理します」とされています。13ページ「4 個人情報の管理体制」【電子計算機処理の開始】には、使用器機がノート型1台とデスクトップ型1台と書かれています。デスクトップ型の端末は格納が難しいだろうと思いますが、どうするのですか。

(所管課) デスクトップ型端末は全てセキュリティワイヤーで固定し、盗難できないようにします。

(花村会長) 要配慮個人情報を多く含む事務ですから、問題が起こらないよう、よく監督してください。それでは、案件2を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(3) 【案件3】業務改善ソフトウェア提供・動作設計・実証委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件3「業務改善ソフトウェア提供・動作設計・実証委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

横浜市でRPAやAI-OCRを使うのは初めてですか。

(所管課) 昨年、総務局行政・情報マネジメント課が試行実施しました。8か所くらい選定し、3か月ほどかけてRPAシナリオを作成したと聞いています。

(花村会長) 効率はどうですか。

(所管課) シナリオの作成に最初は戸惑ったそうですが、全体的には効率が上がったということです。

(加島委員) 行政・情報マネジメント課の試行実施では、個人情報は取り扱っていなかったのですか。

(所管課) 扱っていません。

(加島委員) 我々がRPAやAI-OCRの案件を審議するのは初めてです。RPAソフトは資料に書かれているものを使うのですか。

(所管課) そうです。

(加島委員) ほかに外資系のRPAソフトがあると思いますが、なぜこれを選んだのですか。

(所管課) まずAI-OCRのシステムを先に選定しました。38ページのシステム説明資料の「5 想定使用ソフト」に記載しましたが、このシステムがLGWAN-ASPで提供されています。個人情報を取り扱うためセキュアな環境で利用できるものと考えて、こちらを利用することとしました。

(加島委員) AI-OCRのシステムから決めていったのですか。

(所管課) そうです。AI-OCRのシステムを提供している事業者が作成しているRPAソフトを使用するため選定しました。

(加島委員) 以前、行政・情報マネジメント課で試行した時も同じRPAソフトでしたか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員) AI-OCRによる文字データへの変換精度は100パーセントではありません。個人情報が入って登録されてしまう危険性もあります。整合の簡易チェックを行うということですが、どのような体制を考えていますか。

(所管課) 37ページに実際の操作画面を掲載しました。手書きの文字が表示された下にデータ化された文字が表示されます。仮に「山田」が「山由」とデータ化された場合は、カーソルを合わせて修正することが可能です。また、簡易チェックは1回するだけでなく、2回3回と繰り返し確認できる仕組みになっています。片仮名の変換精度が少し低いのですが、そういった部分は確認の回数を増やして精度を高めていければと思います。

(小嶋委員) 1人の人がチェックを何度も繰り返すのですか。

(所管課) 複数人で行います。

(小嶋委員) 分かりました。見落としが無いようにする必要があります。留意してください。

(大谷委員) もともとの申請書は紙でもらうのだと思います。スキャンした後の紙の取扱いは、審議資料のどこに記載してありますか。

(所管課) 今回の審議資料には記載していませんが、もともと就学援助申請のために使用する申請書や添付書類ですので、就学援助事務について審議に諮った際の審議資料に記載しています。紙の申請書は5年間保存します。

(大谷委員) 申請書の原紙は常に確認できる状態ということですね。

(所管課) そのとおりです。

(花村会長) 現在の手作業は大変なのでしょう。業務改善と効率化は必要ですね。それでは、案件3を承認するということがよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(4) 【案件4】ハートフルみなみ事業について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件4「ハートフルみなみ事業について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

受託者は決まったのですよね。

(所管課) はい、決まりました。従来、補助事業で行っていた法人のみが、今回の委託に際しての候補でしたので、選定はスムーズでした。

(花村会長) この受託者の個人情報保護管理体制については報告してもらえますか。

(所管課) はい、改めて報告します。

(花村会長) 重要な事業ですので、個人情報もきちんと保護してもらいたいと思います。

(新田委員) ハートフルみなみの利用は保護者が申し込むのですか。本人ではありませんよね。

(所管課) 学校から案内してもらい、保護者が利用を申し込みます。

(新田委員) 本人が行くか行かないかが難しいと思います。

(所管課) 我々が直接運営している施設は、学校長からの推薦という形で、学校長を通して利用申込みをします。ハートフルみなみについては学校を通さず保護者からの利用申込みになります。

(花村会長) 46ページ「5 取り扱う個人情報」の「想定件数」年間40件というのは、年間40人ということですか。

(所管課) 延べ数です。延べ数が40件程度と想定しています。

(花村会長) 延べとはどのような意味ですか。

(所管課) その時々では必ずしも40人いるわけではありません。4月から途中でまた学校に戻ることがあります。登録人数が大体、40人くらいと考えています。

(花村会長) ほかに御意見はありませんか。それでは、案件4を承認するというのでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(事務局) 予定より早く議事が進行していますので、差し支えなければ「3 報告事項」及び「4 その他」の「(1)個人情報漏えい事案の報告」を先に事務局から報告させていただければと思います。

3 報告事項

- (1) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
建築基準法第43条第2項の認定及び許可関係事務
- (2) 宛名印字・宛名ラベル貼付業務に係る事務委託についての報告
マイナンバーカードに記録されている電子証明書更新通知等印字及び封入封かん業務委託
- (3) 生涯学習等講座の企画運營業務委託についての報告
「HACCP講習会」実施事業委託
- (4) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (7件)
- (5) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (36件)
- (6) 個人情報ファイル簿兼届出書 (2件)
- (7) 個人情報ファイル簿変更届出書 (5件)

4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告 (令和2年1月25日～令和2年2月21日)

(花村会長) それでは、「3 報告事項」及び「4 その他」の「(1)個人情報漏えい事案の報告」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

2 審議事項

(5) 【案件5】 臨時的任用職員・非常勤講師等の登録における簡易申請システムの利用について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「臨時的任用職員・非常勤講師等の登録における簡易申請システムの利用について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

なお、簡易申請システムについては、平成20年9月の個人情報保護審議会において一定の個人情報を取り扱う場合は審議済みとすることが承認されていますが、本件は審議済みの項目を超えて個人情報を取り扱うことから審議に諮るものです。

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

(新田委員) 臨時的任用職員・非常勤講師等の登録に年齢制限はありますか。

(所管課) 非常勤講師には特に年齢制限を設けていません。臨時的任用職員も今後は年齢制限をなくしていきます。

(新田委員) 私が住む地域では、小中学校の先生の休みが多く、突然、辞める先生がいるそうです。そのため、校長や副校長が授業をすることになり、教育委員会に相談しても「配属させられる臨時教員がいません」と答えられるそうです。本当に足りないようなので、できれば広く宣伝してもらえたらと思います。

ある高校では、授業に付いていけない生徒のために、地域で回覧して、数学や英語を教えられる人を募集しています。「放課後、1時間でもいいからご協力ください」とお願いしています。そのような場合には登録ではなく、本当に地域のボランティアで、学校との契約になります

よね。そのような現状がありますから、是非、多くの人材を確保してください。

(所管課) ありがとうございます。

(小嶋委員) 67ページの別紙2にある「登録申込書」は、手書きで記入して、それをPDFにして簡易申請システムに添付して送信するのですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) 手書きした文書を添付させるのはなぜですか。登録の利便性を高める点では、手書きではないほうがいいように思います。

(所管課) 学校の先生という特性上、どのような字で教えられるかもポイントになります。それが手書きにしている理由の一つです。

(花村会長) 参考資料として、手書きの字も見たいのですか。

(所管課) いろいろな人がいるので、字がきれいかという視点もあります。

(小嶋委員) 添付の際、パスワードを付ける必要があると思います。このシステムではパスワードは付けなくていいのですか。

(所管課) 現状ではパスワードを付ける設定はしていません。

(小嶋委員) パスワード保護しなくても問題ないのでしょうか。

(所管課) 市の電子申請・届出システムでは、特にパスワード保護しなくても問題ないと理解しています。

(小嶋委員) 理解しているとは、何かで確認をしたのですか。

(事務局) この審議の後で電子申請・届出システムのネットワークシステムについて御説明しますが、簡易申請システムを用いた場合には、安全性が保たれた通信環境の中で取り扱われますので、セキュリティの面では問題ないという位置付けをしています。

(花村会長) 安全性には問題ないので本来は審議は必要ないけれど、これまでの電子申請・届出システムの審議の取扱いでは、この案件は審議不要に整理できなかったのですね。

(事務局) はい、詳しくは後ほど説明します。

(花村会長) この簡易申請システムを使う件数の見込みは、64ページの「5 取り扱う個人情報」には年間100件と記載されています。62ページの「2 事務全体の概要」には、平成30年度の新規登録者数の実績が1,614人とあります。せっかく簡易申請システムを使うのなら、さきほど新田委員が指摘したように、もっと多くの登録者を確保できればいいと思います。

(所管課) 遠方から来る必要のある人や、既に平日勤務している人などの利用を想定したので、少なめの件数を記載しています。利便性等を見て、簡易申請システムを使用してもらうケースが増えればと思っています。

(小嶋委員) 64ページの「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」に「仮登録後（簡易申請システムでの申請日から）3か月間」と書いてありますが、3か月以内に本登録をしなければいけないのですか。

(所管課) はい、そのとおりです。

(小嶋委員) 分かりました。

(花村会長) それでは、案件5を承認するという事によろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(花村会長) この案件に関して、事務局から提案があるとのこと。事務局から御説明をお願いします。

(事務局) <「電子申請・届出システム」に係る「電子計算機の結合」に関する審議の取扱いの変更について説明>

(花村会長) ただいまの御説明がありました取扱いにつきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。

(大谷委員) 取り扱う個人情報の種類で限定をかける必要はないと思っているので、審議の取扱いの変更には賛成です。しかし、汎用申請システムにしても簡易申請システムにしても、なりすましのリスクのある処理の場合には不相当だと思っております。

今回の案件5については、簡易申請システムを使うことで登録会に参加しなくなっても、最終的には面談で本人確認する機会があるということで、なりすましが回避できる仕組みが備わっており、システムとしても安全性がある程度確保されているので賛同しました。

電子申請の場合、なりすましなどの問題を回避して適切に運用するために、どんな仕組みを導入すればいいのでしょうか。本人の認証というか、本人による適切なログインと分かる必要がある申請案件に、申請システムが広く使われていくのはどうかと思っております。振り分けや条件付けの仕組みをプラスしておく必要があると思っております。具体的にこのようなルールを入れたらどうかとまでは提案できないのですが、本人認証に限界のあるシステムだと思っております。マイナンバーを入力するような操作が求められるわけではないですし、なりすましのリスクが懸念点です。

(総務局 ICT 基盤管理課) 汎用申請システムについては、マイナンバーカードで本人認証する機能を持ち合わせています。ただ、これまで、なりすましのリスクがない手続に使われていた事実があります。実際、現在の手続では本人認証機能は使われたケースはありません。

基本的な考えとしては、なりすましによるリスクが考えられる案件には、その本人認証機能を使うことができます。

受け付ける情報について、なりすましをすることで何か問題が起きるのか起きないのか、リスクの判断をして、必要であれば本人認証機能を使えばいいと、電子申請・届出システムの担当課として考えています。

(大谷委員) 実際にこの機能を使って個人情報を取得する業務主管課が適切に判断できないケースが考えられると思っております。事前に相談に乗る部署を必ず決めておくなど、庁内の手続を決めておいたらと思っております。汎用申請システムの機能を使って実施したほうがいい、あるいはそもそも実施しないほうがいいといったことも含めて、庁内でアドバイス

する仕組みを持っていただければいいと思います。仕組みを整えられそうですか。

(事務局) 電子申請・届出システムの取扱いについては、一定の範囲に必要な最小限にするように、注意喚起をしていきたいと思っています。それに併せて、先ほど御意見をいただきました、前提としてなりすましのリスクが考えられる場合については、電子申請・届出システムを使うことは適切ではないため、別の仕組み等を検討する必要があると注意喚起をします。なりすましのリスクのないものについて、この電子申請・届出システムを使うように周知していければと思います。

(花村会長) なりすましをされたら非常に困る案件か、多少なりすましがあっても問題がない案件かで電子申請・届出システムの使用の可否を考えるとということですか。なりすましを防止するかどうかは、電子申請・届出システムが使用できるかどうかの観点ではないでしょうか。

(事務局) 電子申請・届出システムを使用する前提にそのようなリスクがあるかどうかはあらかじめ検討します。検討の結果、第三者がなりすますリスクがあると所管課が考えるのなら、現状使われてない本人認証機能も検討事項になるかと思っています。

(花村会長) なりすましの危険は、電子申請・届出システムを使うすべての案件にあるのではないですか。

(事務局) 本人認証機能は汎用申請システム自体には搭載している仕組みです。案件5の簡易申請システムでは、本人確認を行っていません。このような事例では、申請内容と突合するなど、何らかの本人確認手段を別途設けます。

(花村会長) このような案件については、本人認証機能を要するシステムにするべきだと所管課が考えるのですか。そのようなことはできますか。

(総務局 ICT基盤管理課) 本人認証機能としては選択できます。最も厳密な本人確認の方法はマイナンバー認証ですが、もう一つは、最初に氏名、住所、電話番号などでユーザー登録手续をして、ID、パスワードを発行する方法があります。そこもなりすまされたらどうなのかという考えもあるでしょうが、汎用申請システムの手続には、事前にID登録をして初めて申し込むことができるという方法があります。簡易申請システムにもその機能はあります。なりすましのリスクを回避するためには、そのように、一旦、ID登録をしてもらい、登録した人でなければ手続できないようにする方法があります。あるいは、実施機関から申込者に事前にIDを発行して、発行したIDを使わなければ手続できない機能も設けています。それらを使えば問題ないかと思っています。

システム担当課としては、電子申請・届出システムの使い方と相談があった時などに、このような機能があることの周知をしていますので、利用してほしいと考えています。

(大谷委員) 別になりすまされても構わない申請もたくさんあるでしょうし、そのような場合は問題ないと考えます。ですが、なりすましの申請によって、なりすまされた本人に誤った人物像が形成されるなど、いろいろな不利益が考えられます。そういった不利益が生じることが業務

主管課にきちんとイメージできるかどうか、多少の不安があります。その判断を適切にするために、システムの担当者で必ずアドバイスする仕組みが事前に整っていればいいと思います。電子申請・届出システムを使用する場合には必ずシステム担当課に相談があると理解していいでしょうか。

(総務局 I C T 基盤管理課) そのような仕組みにはなっていません。

(事務局) システムの管理というよりは、情報セキュリティの観点での懸念ですか。

(大谷委員) 情報セキュリティでもあると思います。少なくともこの審議会のテーマは個人情報保護ですので、いろいろなリスクはありますが、個人情報に関わるリスクを考えています。

(事務局) 電子計算機の結合について、これで一度承認いただいたとして、そのようなリスクを事務局に相談されても、正しく判断できるかどうか、それほど自信が持てません。

(中村委員) ただ、所管課自身がリスクの最終判断をしてしまうと、不安が残るのではないですか。

(事務局) では、どのような手続が必要かを情報セキュリティ担当と事務局で協議して、また報告します。念のためリスクについて相談してもらう手続を入れることもできるかと思います。

(中村委員) やはり事業をする所管課としては、できるだけスムーズに事業を行いたいので、このような電子申請・届出システムを使う方向になりがちだと思います。すると、どうしてもリスク判断が甘くなるのではないかと不安があります。どこか別の観点からチェックするのだと安心です。その振り分けをどうするかが難しいです。

(花村会長) その辺りは検討してください。これまで電子申請・届出システムを運用していて、なりすましなどの問題はありましたか。明らかになりすましであることが判明した事案などはありますか。

(総務局 I C T 基盤管理課) 私がこの課にいた5年の間には、所管課がそのような報告をしてきたことはありませんでした。

(事務局) このシステムではありませんが、広聴に「市民からの提案」という投稿フォームがあります。その投稿フォームに、以前、小学校の爆破予告が書き込まれたことがあります。そのときに「セキュリティの仕組みとして不十分だったのではないか」という指摘がありました。基本的に市民からの提案は匿名でも投稿できるので、なりすましは全く心配する必要がない仕組みだと思っていましたが、結果的に、自由に投稿される仕組み自体がセキュリティ上問題だと指摘を受けました。思いもよらないセキュリティ上の問題があるのだなど、認識しました。同じように問題があるかも知れませんので、情報セキュリティ担当と相談していきます。

(花村会長) それらのことを検討してもらって、事務局の提案どおり、電子申請・届出システムについては審議済みとして、今後取り扱う個人情報に制限を設けずに、審議を不要とするということで良いでしょうか。

(吉田委員) 1点確認したいのですが、資料の「3 参考」に記載されてい

る電子申請・届出システムに係るこれまでの審議経過を見ると、写真データや介護保険の要介護度など、要配慮個人情報に係る項目を取り扱うことができました。今回の提案は電子計算機の結合に関することであり、新たに個人情報を収集するのではないので、配慮しなくても問題ないのでしょうか。

私が審議会委員になってから審議した簡易申請システムを使う案件では、個人情報の保護に関する条例第8条関係の、収集の制限がかかっている情報を取り扱ったものがありました。簡易申請システム等との関係では、そのような観点からの精査は必要がないのでしょうか。

(花村会長) 例えば、要配慮個人情報が不要なら、わざわざ収集はしないことが前提でしょう。必要最低限の情報に限ることを前提としているのですよね。

ただ、審議会を通さなければ確認する者がいないので、十分注意しなければいけないという意味で重要なことだと思います。

(事務局) その点は注意喚起をします。本市の個人情報保護条例にも、「不必要な情報を収集してはならない」という規定があります。吉田委員の御質問の過去案件については、この審議会で、収集する必要性について所管課が説明して、承認されています。

(花村会長) 心配は分かりますが、問題ないでしょう。

(吉田委員) はい。問題はなさそうです。

(花村会長) 取り扱う個人情報の項目については、十分注意してください。

では、事務局の提案どおり審議を不要とするという形で、承認するということでよろしいのでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(6) 【案件6】横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件6「横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

71ページの「2 事務全体の概要」に、「【事業対象者】母子家庭、父子家庭、寡婦」と書かれていますが、「寡婦」の概念は何ですか。

(所管課) もともと母子家庭であって、子が20歳を過ぎた母のことです。母子家庭の定義は、20歳までの子とその母親です。法律上は、子が20歳を過ぎたら母子家庭ではなくなります。

(花村会長) 子が20歳を過ぎても援助を申し込めるのですか。

(所管課) 寡婦自体は、ひとり親の支援とは成り立ちが別です。

(花村会長) 父子家庭でいて、子が20歳を過ぎたら、その父はどうなります

か。

(所管課) その場合は「寡夫」です。国の制度上は、寡夫はこのヘルパー派遣の対象としていません。もともと母子家庭を対象に始まった制度で、父子家庭にもサービスの適用が拡大されました。

(新田委員) 71ページの「2 事務全体の概要」に、「【利用頻度】月10日、1年度240時間まで」と書かれています。それだけしか利用できないのですか。

(所管課) 別途、ヘルパー事業者と契約して費用を自己負担するのであれば、民間契約関係ですので上限なく利用できます。ですが、この制度を利用する場合は、利用頻度に上限があります。

このヘルパー事業の目的は、母子家庭、父子家庭の自立支援です。日常的にヘルパーを利用している家庭もあろうかとは思いますが、この制度は「少し仕事が忙しい」、「病気になったので子の世話をする人がいない」というときの一時的な支えとしてヘルパーを提供するものです。保育行政に頼らず生活していくためのステップとして使ってもらえたらと考えています。

(加島委員) 平成13年から事業を実施しているのに、これまで個人情報保護審議会に諮っていないなかったということですが、今回なぜ気がついたのですか。

(所管課) 福祉保健システムを使用している関係で、今年度、個人情報利用申請の手続を内部で進めていたところ、担当が「個人情報保護審議会に諮っていないのではないかと」気付きました。調べた結果、審議会に諮っていないことが判明しました。申し訳ありませんでした。

(花村会長) 委託先が多数ありますので、個人情報の管理について監督をよろしくお願いします。

それでは、案件6を承認するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(7) 【案件7】横浜市訪問指導事業の委託について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件7「横浜市訪問指導事業の委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件7につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(小嶋委員) 101ページの「5 取り扱う個人情報」が、管理栄養士の場合と歯科衛生士の場合に分けてあります。比べると、歯科衛生士の方だけに「個人情報の種類」に「公的扶助」が書かれています。これはどのような情報なのでしょう。

(所管課) 生活保護などを受給している人を対象にしています。

(小嶋委員) 歯科衛生士による訪問指導に、その情報が必要なのですか。
(所管課) はい。医療関係との連携があるため、歯科衛生士の方には必要です。
(小嶋委員) 個人情報保護に関する研修はどこで誰が行うのですか。
(所管課) 当課が行おうと考えています。
(小嶋委員) これまでは事業所と契約していたのですか。
(所管課) これまでは地方公務員の非常勤特別職でした。
(小嶋委員) ということは、個人情報保護に関する研修は、今までも個々に行っていたのですか。
(所管課) はい。引き続き当課で研修を受講してもらいます。
(花村会長) 任用の制度が変わっただけで、事務の内容は変わらないということなのでしょう。
(加島委員) 107ページの「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の⑤「社会生活」の欄で、「資格」に印が付いています。「職業・職歴」は101ページの「5 取り扱う個人情報」に書かれていましたが、「資格」も取り扱いますか。
(所管課) 「資格」は必要ありません。修正して印を外します。
(花村会長) それでは、案件7を承認するという事でよろしいでしょうか。
(各委員) <異議なし>
(花村会長) それでは承認といたします。

(8) 【案件8】依存症回復施設利用者の実態調査について
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件8「依存症回復施設利用者の実態調査について」の御説明を事務局からお願いします。
(事務局) <資料に基づき説明>
(花村会長) ただいま御説明がありました案件8につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。
(大谷委員) 116ページの「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」欄に、「本件研究がすべて終了し、結果の公表後少なくとも5年」と書かれていますが、研究結果の公表はいつ頃ですか。結果を公表してから少なくとも5年間は保存されますが、公表のタイミングが確定できません。
(所管課) 報告書の納品は来年度中と考えています。ただ、この提供に関しては、横浜市立大学でも引き続き今回のデータを基に研究をすると聞いています。その部分についてはもう少し先になります。全て終了した時点でデータの返却をお願いします。
(大谷委員) 大体どのくらいの期間ですか。
(所管課) 2年から3年くらいです。
(大谷委員) 事務委託と横浜市立大学での研究のタイミングが、想像していたものとずれています。認識はできましたが、事務の委託が終わった後

のコントロールの仕方がよく分かりません。

(小嶋委員) テープ起こしを事業者に委託するのは、横浜市立大学から委託するのですか。

(所管課) はい。

(小嶋委員) テープ起こし事業者の個人情報保護体制が問題になると思います。テープ起こしを依頼するとき、録音データを電子メールで送るのですか。115ページの「4 個人情報の管理体制」【事務の委託②(録音のテープ起こし及び逐語録の作成)】の「廃棄方法」欄には、「電子データは受託者から回収し、所管課が廃棄」と書かれていますが、この辺りをもう少し徹底させたほうがいいです。電子メールの送受信だとデータが残ってしまうことがあるので、きちんと消去したか、廃棄証明書を提出させることが必要になってくると思います。どう考えますか。

(所管課) 御意見を参考にします。我々も重要な点だと認識しました。やり取りはCD-Rで行うこととします。

(花村会長) なぜ今この調査を行うのですか。調査の実施は以前から考えていたのですか。109ページ「2 事務全体の概要」にある、平成30年度に設けたという「依存症対策検討部会」の有識者の委員の方から、「依存症対策があまり機能していないのではないか」という意見でも出たのですか。

(所管課) 少し説明しますと、横浜市では、依存症については、民間団体の回復施設や自助グループがずっと以前からとても頑張っており、支援を続けてきています。

国から「依存症対策総合支援事業要綱」が出されました。アルコールやギャンブルも含めてきちんと推進していくように、事業体系のような要綱が示されています。それに基づき、本市もこの数年間で依存症専門の健康相談を開始したり、回復プログラムを行ったり、いろいろと普及啓発に取り組んできています。

ですが、依存症対策は行政だけが相談を受ければいいわけではありません。医療機関を紹介したり、回復施設を勧めたりしますが、回復までには長い時間がかかります。回復するには、自助グループや仲間内で支えあうようないろいろな支援が必要です。本市ではそれらの支援と連携しながら依存症対策を進めていくことを考えています。

いろいろな関係者が同じ方向性で取り組むための基盤としても、依存症対策の対象者が現在どのような状況なのかを把握する必要があります。今回の調査は、皆さんと議論して、「これからこのような支援策をつくらう」「一緒に連携していこう」という基盤をつくるための調査です。調査結果は、計画づくりの基礎資料にします。そのためにもこの調査を実施したいと考えています。

(花村会長) 110ページの「2 事務全体の概要」に、調査期間が令和2年2月1日から令和3年3月31日までと書かれています。調査が全て終わり、横浜市立大学と事務の委託の分担研究者が協議するのでしょうか。先ほどの大谷委員の質問は、どのくらいの期間で成果物が上がってくるかということですか。

(大谷委員) 少し違います。成果物については、112ページの「3 審議に係る事務」【事務の委託】に「3月末までに最終報告書の納品を予定」と書いてあるので分かるのですが、先ほど、「横浜市立大学でも引き続き今回のデータを基に研究をすると聞いています」と説明がありました。

(所管課) 学会での発表や論文を投稿することが考えられています。そのためにデータを確認したり、文章にしたりという作業が続きます。

(大谷委員) では、報告書を納めて終わりではなく、その後も横浜市立大学と連絡を取り合いながら、情報の管理をしてもらう形にしてください。「本件研究」がいつ終わったか分からない状態にならないようフォローしてください。

(所管課) 保存期間を確定するためにも必要があると認識したので、横浜市立大学と連絡を取り合い、情報の管理や研究終了などが確認できるよう進めていきます。

(小嶋委員) ギャンブル依存症も含まれていると思います。途中経過や結果をIR担当部署と共有して検討するのもよいと思います。

(所管課) 娯楽と生活習慣に関する調査は3月に最終報告がある予定と聞いています。来年度、ギャンブルだけでなく、アルコール、薬物等を含めて、検討の場に依存症回復施設利用者の実態調査の中間報告を提出し、最終報告に向けてしっかり検討して施策につなげていきたいと思っています。

IR自体はカジノのみをどうするという事業ではありませんが、市民の方から、「IRもだが、今のパチンコや競馬はどうか」と、併せて心配する声があります。我々が目の前の人の支援をしっかりと行っていけば、心配している市民に対して「このように取り組んでいる」と説明し理解いただくことにもつながるかと思っています。

(花村会長) それでは、案件8を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(9) 【案件9】障害支援区分認定調査業務委託について
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件9「障害支援区分認定調査業務委託について」の御説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいま御説明がありました案件9につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思っています。

事務を委託すると、業務の負担が少しは減るのですか。

(所管課) 利用者は北海道から沖縄までいます。北海道なら1件の認定調査であっても丸1日かかりますし、場合によっては前泊が必要になり

ます。それを考えると、事務の効率化が図れると思います。

(加島委員) 対象は、市外で遠方の人のみですか。

(所管課) 遠方のみです。

(加島委員) 市内は委託しないのですか。

(所管課) 来年度は試行で調査委託を行います。市内でも委託するかも含めて、本格実施するかどうかは次の段階で検討します。現在は職員がしっかりやっています。

(加島委員) 受託者は、横浜市以外の調査を受けることもあるのですか。

(所管課) あります。

(加島委員) そのため、北海道へ行っても他自治体の分もまとめてできるというメリットがあるのですか。

(所管課) そのとおりです。

(花村会長) それでは、案件9を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(花村会長) 次に案件10の「個人情報漏えい事故の公表範囲について」と案件11の「是正の申出に係る処理案について」ですが、本件は個人情報保護等の観点から非公開とする関係上、本日の最後に審議することとしたいと思います。

4 その他

(2) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務の委託に係る審議事項の類型化について

(花村会長) それでは、「4 その他」の「(2) 業務効率化を目的とした紙文書等の電子データ化業務の委託に係る審議事項の類型化について」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 別冊資料をご覧ください。事前にメールでも送付させていただきましたが、前回の審議会で審議にお諮りした際に委員の皆さまからいただいた御意見を踏まえて、類型化するに当たっての条件を整理させていただきました。

内容につきましては、担当係長から御説明いたします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

前回議論した点は、ほぼ網羅されているということです。

特に御意見がないようでしたら、この件を了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

(3) その他

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議。】

(花村会長) 次に、「4 その他」の「(3)その他」に移りますが、非開示情報が含まれることから、非公開といたします。傍聴人はいません。

事務局から本日の報告の趣旨の説明をお願いします。

(事務局) 横浜市立大学が8月5日に記者発表した「臨床研究におけるメール誤送信による患者情報の漏えいについて」、10月の審議会において、漏えい事故の内容及び調査の進捗状況を横浜市立大学から御報告させていただきましたが、その後の調査の進捗状況について本日、改めて横浜市立大学から直接、御報告させていただきます。

(所管課) <資料に基づき報告>

<所管課の報告に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。>

- ・鈴木委員から、個人情報の取扱いについて継続的な啓発が必要であるという趣旨の発言があり、所管課が今後の対応の考えを回答した。
- ・吉田委員から、メールの使用ルールについて質問があり、所管課が回答した。
- ・加島委員から、個人情報保護の研修や教育について発言があった。また、懲戒処分について質問があり、所管課が回答した。
- ・大谷委員から、吉田委員の指摘のとおりメールの使用ルールが事故の本質であり、報告案の再発防止策では本質に触れられていないと指摘があった。
- ・花村会長から、個人情報保護審議会の意見を踏まえて、最終案を報告するよう意見があった。

2 審議事項

(10) 【案件10】個人情報漏えい事故の公表範囲について

【※横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条第2号及び横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、非公開で審議。】

(花村会長) 次に、案件10「個人情報漏えい事故の公表範囲について」ですが、事務局から審議の趣旨の説明をお願いします。

(事務局) 本件は、個人情報の漏えい事故等の公表の特例に関する要綱に基づく取扱いが必要かどうかについて審議に諮るものでございます。業務主管課から事案の概要及び公表についての考え方を説明した上で、委員の皆さまの御意見をいただきたいと思います。

それでは、内容につきまして、業務主管課から御説明いたします。

(所管課) <横浜市職員による具体的な個人情報漏えい事故(以下「本件漏えい事故」という。)について、特例要綱第2条第1項第1号及び第2

号に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることを、資料により説明

> 所管課の説明に基づき、審議を行った。以下は議事の要旨。 <

- ・吉田委員から、ダブルチェックには限界があるので、システム的に事故を防止できないかとの質問があった。
- ・所管課から、間違いが発生しないようにシステムを改修するとの説明があった。
- ・花村会長から、間違いやすいシステムであることに事前に気付く職員はいなかったのかとの質問があった。
- ・所管課から、このような事例が生じていなかったため、認識が薄かったとの説明があった。
- ・花村会長から、今回の事案は全部を非公表としかできないと思うが、中村委員はどうかとの発言があった。
- ・中村委員から、公表すること自体が加害者に知らせることになるので、全部非公表にするしかないと思うとの発言があった。
- ・花村会長から、公表すべきという人はいるかとの質問があった。
- ・大谷委員から、今回は全部非公表で差し支えないと思うが、全部非公表にしたものがどのくらい発生したのかを何らかの形で公表し、少し時間がたってから状況の検証ができる仕組みを残してほしいとの発言があった。
- ・花村会長から、非公表にした場合でも何らかの措置をするのではなかったかとの質問があった。
- ・事務局から、特例要綱第2条第5項で「運用状況については年度ごとに公表する。」と規定しているので、年一回まとめている個人情報保護に係る運用状況報告に、何らかの形で載せていくとともに、庁内的にも、事例も示し注意喚起の通知を発信するとの説明があった。
- ・鈴木委員から、個別の業務の問題ではなく全体の仕組みとして守るようにしないと対処療法となるので検討してほしいとの発言があった。
- ・事務局から、通常業務のそれぞれの仕組みで例外的な取扱いをする中、どこで事故が発生するのかを把握しきれないことで、散発的に事故が起きているので、統一して防ぐことのできる仕組みができればよいが、アイデアがないとの説明があった。
- ・吉田委員から、マーカーを付けたら常にアラームが鳴る状態にはできないのかとの発言があった。
- ・所管課から、注意喚起の表示は、問合せがあったときにその人を守るための表示として共有しており、今回のことまでは注意が至っていなかったとの説明があった。
- ・本件漏えい事故は、被害者等の具体的な事情を考慮すると特例要綱第2条第1項第1号の「人の生命、身体又は財産が侵害されるおそれ」及び第2号の「特定の者の生活の平穏が著しく害されるおそれ」に該当する具体的なおそれがあると認められるため、本件漏えい事故の事案の全部を非公表とすることは妥当であるとの意見を審議会の意見とすることを決定した。

	<p>(11) 【案件 11】 是正の申出に係る処理案について</p> <p>【以下、横浜市の保有する情報公開に関する条例第 31 条第 2 号及び同条第 3 号、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第 4 条の規定に基づき非公開で進行】</p> <p>(事務局) 資料により、是正制度の概要及びその処理の流れについて説明。 (所管課) 資料により、是正の申出に対する処理案について説明。</p> <p><所管課の説明について所管課に対する質疑及び審議を行い、以下のとおり決定></p> <p>■ 処理案に関する説明等を踏まえ、次回、答申案等について検討する。</p> <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思えます。</p> <p>次回の日程でございますが、3月18日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。後日御連絡を差し上げますが、どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>また、3月の個人情報保護審議会の進め方について、御相談させていただきたい点が1点ございます。担当係長から御説明いたします。</p> <p>(事務局) <3月の個人情報保護審議会について、審議案件が非常に多い見込みであるため、1件当たりの説明及び質疑応答の時間を短くさせていただきたい旨を説明></p> <p>(花村会長) 案件が多いですから、効率よく進めなければなりませんね。</p> <p>(事務局) 年度末で、しかも4月が休会なので、3月の審議会はどうしても案件数が多くなってしまいます。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p>【閉 会】</p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第180回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第180回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は令和2年3月18日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は令和2年3月18日第181回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡